

第6回千葉市景観総合審議会会議録

- 1 日 時： 平成26年11月12日（水）午後2時00分～午後3時00分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター8階 「千鳥・海鷗」
- 3 出席者： （委員）
北原委員、栗生委員、八木委員、山崎委員、中野委員、畔上委員
高本委員、藤代委員、高田委員
（事務局）
河野局長、谷津部長、長谷川室長、末永主査
武富主任技師、小澤主任技師、河村主任技師、長谷川技師

4 議 題

1. 開 会
2. 千葉市挨拶
3. 会長挨拶
4. 会議録署名人の指名
5. 議事
(1) 千葉市屋外広告物条例の改正について
6. 報告
(1) 千葉市都市文化賞2014の結果について
7. その他
8. 閉 会

5 会議録

長谷川室長 定刻になりましたので、ただ今より第6回千葉市景観総合審議会を開催いたします。
(事務局) 私は、本日の司会進行を務めます都市計画課都市景観デザイン室長の長谷川でございます。宜しくお願いたします。

本日、ご出席いただいております委員は、14名中9名でございます。
本年度2回目の会議となりますので、皆様のご紹介を省略させていただきますので、ご了承ください。

本日9名、ご出席ということで、過半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により本審議会は成立しております。

また、千葉市景観総合審議会運営要領では、本審議会は公開を原則としておりますので、本日は公開会議といたしますことを、ご了承いただきたいと思います。

それでは開催にあたりまして、千葉市都市局長河野より、挨拶を申し上げます。

河野都市局長

都市局長の河野でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から、本市の都市行政に対し、ご指導ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の議題は千葉市屋外広告物条例の改正について、でございます。

前回の審議会でいただいたご意見をもとに、再度検討を行いまして、最終的な案をご提示するものでございます。

それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただくとともに、審議会としてのまとめをお願いできればと思っております。

今回のご意見を受けまして、条例の内容をとりまとめまして、今後、市議会に諮っていきたいと思います。

今後のまちづくりにおいて重要な条例となりますので、よろしく願いいたします。

長谷川室長
(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、ここで本日の資料を確認いたします。

事前にお送りしております資料につきまして、お持ちでない場合は、事務局で用意しておりますので、お申し付けください。…… よろしいでしょうか。

まずは次第、委員名簿、そして、本日の議事1と報告1が一緒になっている議事資料でございます。その他、本日、配布いたしましたものとして、席次表と諮問書の写しでございます。それから参考資料でございますが、千葉県と千葉県屋外広告美術協同組合が主催する景観セミナー及び広告物タウンミーティングのご案内をお配りしております。

以上になりますが、不足がございましたら、事務局にお声をかけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、北原会長にご挨拶をお願いいたしまして、引き続き、会議録署名人の指名、議事に進んでいただければと思います。

北原会長

皆さん、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

今日は、屋外広告物条例の改正についてでございますけれども、いままで何度か審議会と部会でご審議いただいたものを事務局にまとめていただいて、かなり最終的な内容になっているのかと思います。

今日もひきつづき忌憚のない意見を言っていただいて、より完璧な内容になるように審議会としてもまとめを行っていきたいと思います。

では、議題4の会議録署名人ですが、会議録は会長と会長が指名する委員が署名することとなっておりますので、公平性を期すために副会長を除いた隣番制をお願いしております。名簿順でいくと、今回は中野委員となりますが、よろしいですか。

(中野委員 了解)

では、会議録署名人は、中野委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

なお、傍聴者の方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、審議会の秩序の維持にご協力をお願いいたします。

では「屋外広告物条例の改正について」、事務局より説明をお願いします。

長谷川室長
(事務局) はい。それでは担当主査の末永より説明をいたします。
よろしく申し上げます。

末永主査
(事務局) 都市景観デザイン室主査の末永と申します。議事1、千葉市屋外広告物条例の改正についてご説明いたします。よろしく申し上げます。

説明が長くなってしまいますが、ご了承ください。

本日は前回6月26日に行いました第5回審議会でいただいたご意見と、9月20日に行いました屋外広告部会での議論を受け、再度、検討を行ったものをご提示いたしまして、皆様には、景観総合審議会としての是非を伺うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

内容としましては、前は8つの項目について改正を行うとご説明しておりましたが、それらの改正項目を条例の改正部分と施行規則の改正部分とで整理しました関係で、順番等が変わっております。

そのため、前回までの説明と異なっているように感じられるかもしれませんが、基本的には大きな変更はないとお考えください。

では、それぞれの内容の説明にまいります。

1つ目の項目としまして、広告物景観形成地区でございます。

概要としましては、地域の特性を活かした魅力ある景観形成を図る地区において、その地区独自の許可基準を設定できるようにするものでございます。

背景としましては、幕張新都心や中央公園プロムナード沿道地区等のように既に良好な景観を形成している地域では、その地区独自の屋外広告物のルールが設けられておりますが、この自主ルールには法的な位置付けがされておられません。

そのため、違反者に対する強制力がなく、一部の違反者によって、いままで培ってきた良好な景観が壊されてしまうことが懸念されており、自主基準に法的な位置付けを行うことを望んでおります。

この広告物景観形成地区の制度を設けることにより、こういった地域の自主ルールを屋外広告物条例に基づく基準とすることができ、一部の者によって良好な景観を害するといった懸念をなくすことができると考えております。

また、この制度は違反者対策というだけでなく、いままで良好な景観形成においては排除されがちであった屋外広告物を、むしろその広告物によって地域の特性を活かした魅力ある景観を形成するために活用できるものと考えております。

前回の審議会では、検討が必要であるというご意見として、3点ほどございました。

1点目は、「個人の住民や大小さまざまな企業が混在している場合でも公平性を保った基準作りを行うような配慮が必要」というものでございました。

こちらは本日の議事資料の中にもございます、「地区の指定に関するガイドライン」を作成し、その中に、住民の総意と言える組織作りを心がけることやその住民の総意とは9割以上の合意であるというようなことを明記し、公平性を保つことを意識づけるようにしたいと考えております。

なお、この仕組みは本市の地区計画を指定する際の手続きを参考にしております。

2点目のご意見として、「特定の思想に支配されないように」というものがございました。こちらはパチンコ店や葬儀社等の特定の業種を制限したり、マンション反対等の

末永主査
(事務局)

住民活動に利用されたりということのないようにというものでございました。

条文では「広告物の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法を制限することが必要な区域を指定できる」という記載となり、基本的には高さや大きさといった物理的なことを制限するものでございます。

また、ガイドラインに具体的な基準例を記載することで、そうならないように対応をしたいと考えております。

そして3点目では地区指定に必要な最低面積等の区域設定の基準についてのご意見でございました。

こちらガイドラインにて一団のまとまりのある土地であることや境界を工夫するように明記することで対応したいと思います。

また、条文においても説明会の開催や案の縦覧、意見書の提出というように住民の意見を十分に反映できるようなしくみを規定するとともに、ガイドラインにおいて、住民発意の指定を原則とし、官民協働で基準作りを行っていくことを明記しております。

広告物景観形成地区に関しては以上です。

続いて、2つ目の改正項目として、公共の福祉に資する広告物の緩和でございまして、諮問書では許可の特例と記載しておりました。

制度の概要としましては、現在の条例の第8条にございまして許可基準の特例という項目を改正し、緩和項目を拡大するというものになります。

背景としましては、まちのにぎわい創出や公共施設の維持管理費のねん出を目的に道路施設への広告物の設置を認めることを求められるようになっており、道路管理者が行う道路占用の許可は国土交通省の通達や都市再生特別措置法の改正などによって緩和される方向となっておりますが、一方で、屋外広告物条例では、依然として禁止物件に指定されている場合が多くございます。

道路占有許可の制度とは法の目的が異なりますので、このような矛盾が生じることもありえることではございますが、同じ市において、一方は許可されるのに、他方では認めないという状況は好ましいとは言えないものでございます。

このことから、屋外広告物法や条例の目的である良好な景観の形成や公衆への危害の防止に影響がない場合は、一定の条件のもとでこれを緩和し、こうした社会情勢に対応することが必要と思っております。

前回の審議会では、「立体的に見える絵により錯覚を起し、転倒等の事故が発生する危険性をどのように排除するのか」というご意見をいただきました。

これは立体的な絵に限らず、この制度により緩和され、設置する広告物が安全であるという判断をどうやって行うのかということにもつながるご意見かと存じます。

これは、設置する前にデザインや設置位置、構造などがわかる資料の提出を求め、道路管理者等とともに安全性を予め確認することを緩和の条件にするものとします。

さらに最終的には景観総合審議会の議を経ることが緩和の条件でもありますので、皆様にも安全であるかどうかを確認していただくことで、一定の安全性を担保できるものと考えております。

また、「許可の特例に関するガイドライン」を作成しまして、緩和の条件やデザイン指針等を具体的に記載することで、良好な景観形成や公衆への危害の防止に支障ない広告物のみを特例の対象としていきたいと考えております。

公共の福祉に資する広告物の緩和については以上でございまして。

末永主査
(事務局)

次に適用除外となる広告物の追加でございます。

内容としましては、工事現場の仮囲いに掲出する景観に配慮した広告物は適用除外とし、許可の申請が不要にするというものです。

これは、工事を発注する市自身がこういった景観配慮型の広告物の表示を推奨していることと、全国のほとんどの都市の屋外広告物条例では、この項目が適用除外になっていることがございますので、今回の改正を機に、本市の条例でも適用除外とするものがございます。

続いては、手数料の納付方法の変更に伴う改正となります。

内容としましては、現在の収入証紙による納付から納入通知書による振り込み形式の納付に変更することへの対応となります。

高額な手数料を納付する者や遠方の者の負担軽減、また窓口を一本化することができるメリットがございますので、手続きの利便性が向上することを期待しております。

現在の条例では申請の際に納付するとなっておりますが、今後は振り込み形式になりますので、申請後に納付するような表現とするものです。

長くなりまして恐縮ですが、続いては軽微な変更でございます。

こちらは条文の一部について、適正な表現に直すものがございます。

他都市との整合性を図るものや車両広告物の適用除外の条件を他の種類の広告物と同等にするもの、そして罰則規定の表現を適正なものにするという内容でございます。

続いては添付書類の明記でございます。ここからは、施行規則の改正になります。

現在、許可申請の際に、道路占用許可書、工作物確認済証、そして土地建物所有者の承諾書を添付するようにしておりますが、条文上に記載がありませんので、これらを添付書類として明記するものがございます。

続いては安全点検確認書の添付でございます。

こちらは前回の審議会では「管理者への資格要件の設定」として、ご説明しており、一定規模以上の広告物の管理者は有資格者でなければならないというものでございました。

これにつきましては、前回の審議会において「事故が起きやすいのはむしろ小さな広告物である」というご意見をいただきまして、事務局にて、どうすれば事故の防止につながる制度になるかということとを再検討し、また9月20日の屋外広告部会においてもご議論をしていただきました。

そして今回、その結論として、有資格者が作成した安全点検確認書の添付を義務付けるというものに至りました。

こちらは規模に関わらず、許可の更新を行う際に有資格者の安全点検確認書を義務付けることとなります。

ただし、構造的な安全点検が不要な種類の広告物、例えば、はり紙や立看板、のぼり、電柱類の広告、車両広告等は、この限りでないとし、資格を持たない人が作成した安全点検確認書でもよいというものにしております。

実態として管理者は名前だけの場合も多くございます。それであれば、今回のような仕組みとすることで、確実に専門家により定期的に安全性が確認される状況となりますので、より一層安全性が高まると期待しております。

最後になりますが、様式の変更でございます。

こちらは先ほどの安全点検確認書の新規追加とともに許可申請書等の様式をよりわか

- 末永主査
(事務局) りやすくするためのものとなります。
 以上が、千葉市屋外広告物条例の改正及び施行規則の改正についてでございます。
 皆様には改正項目ごとにその是非や是とする場合の条件等をご意見いただければと思います。
- なお、本日、お示ししました改正案につきまして、ほぼ最終的な案ということになりますが、本日のご意見やこれから市議会等にも諮っていく中で、表現等について、多少の変更がございますので、その点はご了承いただきますようお願いいたします。
 長い説明となり失礼いたしました。以上です。
- 北原会長 ありがとうございます。
 ただ今、事務局から説明がありました「千葉市屋外広告物条例の改正について」、本審議会として結論を出す必要があります。
 進め方として、まずは説明に対する質問とご意見をお伺いして、最終的には、事務局案で良しとするか、条件を附して良しとするか。あるいは可能性はないと思いますが、不可とするか、そういったところを、まとめていきたいと思っております。
 まず、ご質問やご意見をお願いします。
- 八木委員 軽微な変更の項目で、公職選挙法の部分についてですが、こちらは選挙があるときに候補者を掲示するものを示しているのでしょうか。それとも電柱や建物に掲示しているような政治ポスターも含むのでしょうか。
 また、掲示の許可の期間はどのようになっているのでしょうか。
- 北原会長 事務局、よろしいでしょうか。
- 長谷川室長
(事務局) それにつきましては、候補者ポスターのことを指しております。現在の条例では、候補者ポスターを掲示する掲示板だけが適用除外の対象となっておりますが、実際はポスターも適用除外となっております。
 今回は、その実態に合わせ、ポスターも適用除外となるような表現に修正するものでございます。
 また、政治ポスターにつきましては、支援者のご自宅や所有する土地に設置するものは自家用広告物と見なし、適用除外となりますが、電柱や道路上に設置されているものは、基本的に違反広告物となります。
 ただし、これらが公職選挙法に基づき掲出を認められている場合、屋外広告物条例の対象外となり、違反とすることはありません。
 許可の期間につきましては、適用除外の場合は特に定めません。許可の対象となる場合は、はり紙なら1か月、その他なら1年程度になります。
- 高本委員 参考までに申し上げますと、公職選挙法でポスターの種類や掲示期間というものは決まっております。
 基本的に掲示は選挙期間中となり、選挙が終わっても掲示してある場合は、警察と行政にて撤去するようになっております。ただし、民有地では余程でなければ、違反とはしません。

北原会長 ありがとうございます。他にありませんでしょうか。
はい、藤代委員お願いします。

藤代委員 千葉駅前で広告物に関して社会実験をするということを聞いております。そしてその
際にアンケートをするということだったかと思えます。
そのアンケートの結果が出ているようなら教えていただきたい。

北原会長 はい、事務局。どうでしょうか。

長谷川室長 社会実験につきましては、まちづくり推進課が実施する都市再生特別措置法に基づく
(事務局) 道路占用を緩和する制度を活用した千葉駅東口広場と駅前大通りでの広告物の設置で
ございます。
その際、景観に与える影響を調査するために、通行者や沿道の企業等にアンケートを
行うということを昨年に申し上げておりました。
現在の状況ですが、まちづくり推進課の事業が遅れておりまして、広告物の設置ど
ろか、事業者も決定しておりません。
12 月以降に事業者が決定し、何とか年度内に広告物を設置することを目標としており
ますので、アンケート調査も実施できていない状況でございます。

北原会長 そうですか。ではアンケート調査を実施し、結果が出た際には審議会に報告をお願い
します。

長谷川室長 了解しました。

北原会長 他にいかがでしょうか。はい、畔上委員。

畔上委員 改正内容について、安全点検のところでお聞きしたいことがあります。
しかるべき資格を保有した者が作成した安全点検報告書を提出させるようにするとい
うことですが、議事資料の 8 ページでは、「屋外広告士、講習会修了者、職業指導免許
取得者」とありますが、パワーポイントでは、「屋外広告士、建築士、講習会修了者
等」となっておりました。
どちらが正しいのでしょうか。私としては広告デザインに係ることなのかと感じてお
り、そうであれば、建築士は対象となるべき資格なのでしょうか。

北原会長 事務局、資料の記載にずれがあるということですが、いかがでしょうか。

河村主任技師 はい、担当の河村と申します。
(事務局) 記載に齟齬があり、大変申し訳ありません。
安全点検の対象となる資格としましては、屋外広告物条例第 29 条に記載のあるもの
が対象となります。本日、条例集をご用意しておりませんので、確認することが出来ま
せん。申し訳ありません。
2つの資料の記載が異なっておりますが、結果、条例第 29 条では「屋外広告士、講

河村主任技師（事務局） 習会修了者、職業指導免許取得者」とその他市長が認めたものとして「建築士」を対象としておりますので、これら2つの資料を合わせた資格を対象とするものになります。また、安全点検のための資格ですので、構造に詳しい資格を対象としております。

畔上委員 安全点検確認書において、どのように資格を有しているかを確認するのでしょうか。

河村主任技師 資格を有することを証する書類を添付してもらうことを考えております。

北原委員 他にいかがでしょうか。高田委員、お願いします。

高田委員 広告物景観形成地区に関するガイドラインについてです。2ページ目に指定の要件として、住民の9割の合意が必要だとなっておりますが、厳しいように感じます。この9割という数字の考え方や、また住民とありますが、1票の単位はどうなるのでしょうか。例えば、土地だけでみても所有権と借地権がありますし、建物にも所有権があります。これらを保有する者それぞれに1票が与えられ、さらに同一人物であっても権利ごとに1票が与えられるのか。また、敷地の広さが様々だと思いますが、面積に関わらず1票なのか、どうなのでしょうか。

長谷川室長（事務局） 9割という数字につきまして、ご指摘のとおり、厳しいものと認識をしておりますが、本市地区計画の指定方法に準じて、9割としております。また、敷地の広さにつきましては、広さに関わらず1票と考えております。

高本委員 今に関連して、質問をさせていただきます。私としても9割という数字は厳しいと思っておりますが、ガイドラインの指定の手順を見ると、9割合意よりも住民との協働作業が先になっております。これは、住民との話し合いの中で9割に達することを想定しているということでしょうか。

長谷川室長（事務局） おっしゃるとおりでございます。市としましては、条文上は市長が指定するものとなっておりますが、実際は住民発意による指定を想定するものとしています。住民自身がまちの景観を創り守っていく意識を持って、基準作りを行っていくということを原則としています。そのため、結果的に9割を超えるということが理想と考えております。

高本委員 では、事業者が建築などを行う際には地元の説明会を開き、意見が出たら、真摯に受けてくれという話になるわけですね。

長谷川室長 官民協働でまちづくりを行っていくということでございます。

北原委員 これは地元がまとまって、景観を守っていききたいという地域を行政が支援するという形になるかと思えます。

高本委員 別の質問になりますが、許可の特例の項目で、公共に対し危害の及ぼす恐れのないこととありますが、危害とは道路交通法上でいう危害という意味と、風俗などのイメージへの危害という意味があるかと思いますが、ここでは何を危害というのでしょうか。

長谷川室長 ここでいう危害とは委員のおっしゃった2つの危害を想定しております。

高本委員 もう一つ。添付書類の明記のところで、道路占用許可書がございますが、警察の観点から言うと道路使用許可も大切かと思えます。

特に前回も話題になりました街路灯へのバナー広告は、飛んで行って歩行者に当たるというような懸念もございます。

少なくとも今回明記する書類は添付しないと許可が出ないということでもよろしいでしょうか。

長谷川室長 はい。明記する書類の添付がなければ許可をすることはございません。

北原会長 よろしいでしょうか。はい、栗生委員

栗生委員 工事現場の仮囲いへの広告物について、非営利で景観に配慮とありますが、非営利とはどのようなものでしょうか。

長谷川室長 例えば、●●建設というような宣伝のみを行うものを言います。関係のない表示は営利と言います。その建設に関係するもののみを非営利と言います。

栗生委員 このスライドだと歌舞伎座の改修工事のところに歌舞伎の絵を表示しているのですが、これは歌舞伎座の営業であり、営利目的ということになりませんか。

河村主任技師
(事務局) 非営利というのは、商業色の無いものをいいます。建設業者名や商業店舗名、商品の名称や写真は営利目的となります。

たしかに歌舞伎座の広告は微妙なケースでございますが、社名等の記載もなく、道行く人を楽しませることが目的かと思えますので、非営利となると考えています。

事例で提示する写真がわかりにくいものでございました。申し訳ありません。

北原会長 歌舞伎座の場合は、楽しませるものか営業目的か判断が分かれるかもしれません。最終的には1つ1つ判断していくしかないでしょう。

高本委員 何回も申し訳ないのですが、もう1点お願いします。

車両の広告物ですが、車両は道路交通法上、窓面に掲示することは違反になります。この点を広告物の基準にも入れてもらうというのではないかと思います。

河村主任技師
(事務局) はい。ありがとうございます。現在の条例においても車両広告物の許可基準において、窓面への掲示は禁止しておりますので、その点は問題ないかと思います。

北原会長 他にありませんでしょうか。ないようですね。
いくつかご意見がありました。改正案に修正を加えるような内容ではなく、運用時に意識してもらうようなものだったかと思えます。
ということです。事務局案について、当審議会として認めるかどうかを挙手にて決めたいと思います。
今回の事務局案について賛成の方、挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、ありがとうございます。
全員が賛成ですので、屋外広告物条例の改正につきまして、当審議会としまして、承認いたします。
事務局は意見を考慮して、運用等に生かしてください。
以上で議事は終わります。
次に報告1の、「千葉市都市文化賞2014の結果について」、事務局から説明をお願いします。

長谷川室長 (事務局) はい、それでは今年度の千葉市都市文化賞の結果につきまして、ご報告いたしますが、その前にご了承いただきたいのですが、都市文化賞の結果につきましては、12月1日に公表することになっております。
本日は公開の会議ということですので、大変申し訳ありませんが、受賞した物件の名称等は控えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。
後日、リーフレットを添えて、皆様に文書にて名称等をご報告いたします。
まずは審査の経緯を説明いたします。
募集を平成26年7月1日から8月31日の2か月間行いまして、2つの部門を合計して51件の推薦がございました。
そして、9月20日に第1次審査として書類選考を行いまして、21件を第2次審査の対象物件として選び、10月12日に第2次審査としまして現地審査を行いました。
その結果、優秀賞7件、入選3件ということになりました。
選ばれました10件は12月1日に市政だより及び本市都市計画課のウェブサイトにて公表いたします。
そして、表彰式およびシンポジウムを12月25日(木)13:30より、生涯学習センター2階ホールにて行う予定となっております。
委員の皆様におかれまして、ご都合のつく限り、是非ともご来場いただければと思います。
以上でございます。

北原会長 ただ今、事務局から説明がありました「千葉市都市文化賞2014について」ご質問がありましたらお願いします。
件名等が非公表なので、なかなか質問もないかと思いますが。
審査委員長の栗生委員より、何かございますか。

栗生委員 具体的なことは言えないということですので、何とも答えにくいのですが、なかなか特徴的なものもあり、有意義なものになったと思っております。

北原会長 12月1日を楽しみにしております。
よろしいでしょうか。では、次第7のその他について、何かありますか。
はい、中野委員。

中野委員 みなさんのお手元に資料を配布しております。審議会の場で私どもの宣伝となりますが、ご了承ください。

11月27日に広告物タウンミーティングというイベントを行う予定でございます。こちらは広告物を景観の阻害要因として扱うのではなく、魅力ある景観のために広告物が重要であるということを考えるものです。

千葉県屋外広告美術協同組合と千葉県が主催し、開催いたします。皆さんにもぜひご参加いただき、忌憚のないご意見をいただければと思ひまして、本日、宣伝させていただきました。

北原会長 以上で、すべて終わりました。
長時間に亘り、貴重なご意見をいただきありがとうございました。
進行を司会にお返しいたします。

長谷川室長 (事務局) はい。ありがとうございます。
以上を持ちまして、第6回千葉市景観総合審議会を閉会いたします。
北原会長、委員の皆様、長時間お付き合いいただき、誠にありがとうございました。

— 以上 —

午後3時00分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikan@city.chiba.lg.jp